

議案参考資料

[令和4年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

防災・危機管理課 防災・危機管理担当

議案名

報告第7号 専決処分(桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(以下「一部改正条例」という。))の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

令和4年6月議会で議決いただいた一部改正条例について、施行期日である8月1日からの無線設備の運用開始が困難になったため、施行期日を改める必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和4年7月29日に専決処分をもって措置したものです。

概要

令和4年6月議会で議決いただいた一部改正条例の施行期日を改めるものです。

専決日時点で改正後の条例の施行期日を確定できない状況であったため、改正後の条例における施行期日は「規則で定める日」からとするものです。

(施行期日：公布の日から)

背景・経過

平成31年3月に桐生市防災情報伝達システム整備基本方針を策定し、同基本方針に基づき整備工事を進めるため、令和2年9月に実施設計を作成しました。その後、令和3年1月に公募型プロポーザル方式で施工業者を「日本電気株式会社 群馬支店」に決定し、同年3月から実施設計内容を反映した整備工事を進め、令和4年8月に新たな防災行政無線の運用開始を目指しておりました。

しかし、施工業者が、無線局開設に当たって必要な総務省への申請手続きを行っていなかったことが判明したため、その後、総務省から申請不備に関する指示等を受けた上で、早期に事業を再開したい考えでしたが、令和4年8月1日から新たな防災行政無線を稼働できないことが確実となったことから、専決処分にて施行日を改める条例改正を行ったものです。